

**令和 5（2023）年度 戦略的研究推進事業（学内公募型研究助成）
「若手研究者支援」 募集要項**

1. 目 的

本研究費は若手研究者による将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を厳選して支援し、その実績を基に当該研究者による科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）、国・独立行政法人や民間企業等からの受託研究、共同研究等の外部研究資金獲得に繋がることを目的とする。

2. 応募要件

①令和 5（2023）年 4 月 1 日現在において、39 歳以下または博士の学位取得後 8 年未満の本学教員（雇用期限に定めのある教員を含む）が独自の構想に基づき単独で行う研究。（令和 5（2023）年 4 月 1 日採用者含む）

②研究代表者として応募できるのは、1 人 1 件とする。

※ 博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後 8 年未満となる者を含む。

※ テニユアトラック教員として大学から研究費支援を受けている研究者は対象外とする。

3. 助成上限額と採択予定件数

1 件あたり上限 100 万円として、20 件程度採択予定。

ただし、採択予定件数は応募状況や予算状況により変更されることがある。

4. 助成期間

令和 5（2023）年度中とし、研究費の繰り越しはできない。

5. 採択後の義務（採択された場合に満たすべき要件）

① 令和 5（2023）年 4 月 1 日から令和 6（2024）年 3 月末までに研究代表者として科研費を含む外部研究資金へ応募（継続申請を含む）すること。

② 令和 6（2024）年 4 月末日までに「研究成果報告書」を学術研究推進本部事務局（研究推進課）宛にメールで提出すること。

③ 上記①②の採択義務が達成されない場合は、次年度戦略的研究推進事業への応募資格を停止し、かつ使用した研究費相当額を返還しなければならない。

④ 本助成により得た研究成果を発表する場合は、大阪公立大学戦略的研究推進事業による助成を受けた旨を謝辞等で明示すること。

6. 申請期間

令和 5（2023）年 3 月 1 日（水）～3 月 27 日（月）15：00 <厳守>

※申請期間外に提出された書類はいかなる理由があっても受理しない。

7. 申請方法

申請者は下記、本学ウェブサイト内「戦略的研究推進事業」ページに掲載の募集要項を熟読し、所定の様式をダウンロード及び必要事項を6ページ以内で記入後、PDF ファイルに変換し、電子メールのタイトルを「**戦略的研究応募_若手研究_研究代表者氏名**」として、学術研究推進本部事務局（研究推進課）宛にメールで提出すること。

（※申請書は所定の書式を用い、6ページ以内にまとめてください。）

【戦略的研究推進事業ページ URL】

大阪公立大学ウェブサイト>研究・産学官連携>研究>特色ある研究>戦略的研究推進事業

<https://www.omu.ac.jp/research/activity/institutes/strategic/>

【提出先メールアドレス：gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp】

※学術研究推進本部事務局からの受理メールをもって応募受付完了とする。

8. 審査基準と選考

① 選考

書類審査（審査委員会）→ 学長承認により最終決定を行う。

② 審査基準

- ・将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究であること。
- ・本学の『戦略的研究推進事業』に相応しく、かつ、科研費、国・独立行政法人や民間からの受託研究、共同研究等の**外部研究資金獲得につながる研究**であること。

※審査員による審査結果が同等の場合、男女共同参画の観点から女性研究者の研究力向上やリーダー育成に寄与すると判断される申請を優先します。

9. 選考結果

令和5（2023）年6月中旬を目途に選考し、選考結果を申請者に通知する。

10. 成果報告

事業終了後、1ヶ月以内に、「研究成果報告書」を学術研究推進本部事務局（研究推進課）宛にメールで提出すること。また科研費への応募及び採択状況について、学術研究推進本部で確認を実施する。

11. 研究成果における謝辞

本助成により得た研究成果を発表する場合は、大阪公立大学戦略的研究推進事業により助成を受けた旨を表示すること。

謝辞（Acknowledgement）の記載例は次のとおり。

【和文例（2023年度の場合）】

「本研究（の一部）は、2023年度の大阪公立大学戦略的研究推進事業（若手研究）による支援を

受けて行われたものです。」

【英文例】

- ・ This research was supported (in part) by the 2023 Osaka Metropolitan University (OMU) Strategic Research Promotion Project (Young Researcher) .

12. その他

(1) 監査

各研究は監査対象とする。

監査等により経費の不正使用等が認められた場合は、研究費の全部又は一部の返還を求める。

(2) 研究経費

研究経費は令和 5(2023) 年度戦略的研究推進事業経費から配分する。

本経費の執行は本学ルールに則り、各部局で管理する。

本経費は、当研究の遂行、研究を取りまとめるに当たって必要な経費とするが、以下については対象としない。

- ① 建物等施設に関する経費
- ② 当研究に直接関係のない経費

(3) 関係規程等

大阪公立大学戦略的研究推進事業に関する実施要綱 令和 5 年 2 月 10 日改正

＜問い合わせ先＞

学術研究支援部研究推進課（杉本キャンパス）

TEL：06-6605-3466（内線：3466）

MAIL：gr-knky-suishinhonbu@omu.ac.jp

「若手研究者支援」Q&A

経費の使途について

- Q 1 : 研究経費として認められないものはあるか。
- A 1 : 建物等施設に関する経費および当研究に直接関係のない経費は認められません。
(例)網戸や窓ガラス、水道管の修繕など。
- Q 2 : 研究経費でパソコンや机、いす、書庫を購入できるか。
- A 2 : 当研究に直接関係がある場合は可能です。
(例)研究データを保管する書庫、研究データを入力するパソコンなど。
- Q 3 : 当初計画どおりの内訳で使わないといけないのか。
- A 3 : 内訳の変更は可能ですが、大幅に変更する場合は説明を求めています。
- Q 4 : 学外分担者に経費を配分することは可能か。
- A 4 : 学外分担者へ経費を配分することはできません。経費は本学での執行に限ります。

応募資格について

- Q 5 : 研究代表者として複数応募することは認められるか。
- A 5 : 研究代表者として応募できるのは、1人1件です。したがって、同一の研究種目に複数の応募をすることはできません。

応募書類について

- Q 6 : 応募書類を電子ファイルにて送付したが、受付確認(受理メール)が届かない。
- A 6 : 受理メールをもって受付完了となることから、受理メールが届かない場合は、学術研究推進本部事務局へ必ずお問い合わせください。
- Q 7 : 応募書類は、PDF 形式以外 (word 等) でも提出可能か。
- A 7 : 応募書類は必ず PDF 形式で提出してください。所定形式以外の場合、受理しません。

採択結果について

- Q 8 : 他の外部資金に採択されたため、当研究費の採択を辞退することは可能か。
- A 8 : 辞退は可能です。
- Q 9 : 選考内容の開示請求は可能か。
- A 9 : 戦略的研究推進事業(若手研究者支援)の助成は、審査委員会の審査を経て学長が承認(学長裁量)することから選考内容の開示は予定していません。